

■能登半島地震の被災者向け特例措置・支援等一覧（子ども・子育て関係）

| | 項目 | 支援の概要 | 担当課 | 電話番号 |
|----|----------------------------|--|-----------|------------------------------|
| 1 | 放課後児童育成クラブの入会 | 被災地から本市に避難された方で、放課後児童育成クラブの入会を希望される場合は、入会手続き等御案内します。 | 子ども・若者政策課 | 077-562-7882 |
| 2 | 保育所等の入園や一時預かり事業 | 転園手続きをとることなく、保育所等の入園や、一時的又は短時間のこども預かりとして2次避難先の保育所等での一時預かり事業を御利用できます。 | 幼児課 | 077-561-2365 |
| 3 | 障害児通所支援サービスの利用および利用者負担額の減免 | 被災による受給者証の紛失等により提示できない場合でもサービスの利用は可能とし、新たに支援が必要となった場合は、本市において支給決定します。また、サービス利用に必要な利用者負担が困難な方については利用者負担額を減免します。 | 発達支援センター | 077-569-0353 |
| 4 | 児童手当申請期間の延長 | 災害等の理由により、手当の認定請求ができなかった場合に、その理由がやんだ後15日以内に請求すれば、理由が発生した月の翌月に遡って手当を支給します。 | 子ども家庭・若者課 | 077-561-2364 |
| 5 | 児童扶養手当の認定請求期間の延長 | 災害等の理由により、手当の認定請求ができなかった場合に、その理由がやんだ後15日以内に請求すれば、理由が発生した月の翌月に遡って手当を支給します。 | 子ども家庭・若者課 | 077-561-2364 |
| 6 | 児童扶養手当の特例措置 | 災害により住宅・家財等の財産に損害を受けた児童扶養手当受給者について、所得要件により手当額が「一部停止」または「全部停止」となる場合でも、手当を「全部支給」します。 対象となる損害の程度：おおむね2分の1程度 | 子ども家庭・若者課 | 077-561-2364 |
| 7 | 特別児童扶養手当の認定請求期間の延長 | 災害等の理由により、手当の認定請求ができなかった場合に、その理由がやんだ後15日以内に請求すれば、理由が発生した月の翌月に遡って手当を支給します。 | 子ども家庭・若者課 | 077-561-2364 |
| 8 | 特別児童扶養手当の特例措置 | 災害により住宅・家財等の財産に損害を受けた児童扶養手当受給者について、所得要件により手当額が「全部停止」となる場合でも、手当を「全部支給」します。 対象となる損害の程度：おおむね2分の1程度 | 子ども家庭・若者課 | 077-561-2364 |
| 9 | 各種母子保健サービスの提供 | 被災地から本市に避難された方に対して、母子健康手帳の交付および妊産婦・乳幼児健康診査、新生児訪問、産後ケア事業等の各種母子保健サービスを提供します。 | 子育て相談センター | 077-561-2339 077-561-2331 |
| 10 | ファミリー・サポート・センター事業の利用 | 被災地から本市へ避難されたこどもや子育て家庭に対して、ファミリー・サポート・センターの利用について御案内します。 | 子育て相談センター | 077-561-2339 |
| 11 | 児童館や地域子育て支援拠点施設の利用 | 被災地から本市へ避難されたこどもや子育て家庭に対して、児童館や地域子育て支援拠点施設の利用について御案内します。 | 子育て相談センター | 077-561-2339 |